

高浜発電所の原子炉設置変更許可申請の概要 (1、2号機廃樹脂処理装置等の共用化)

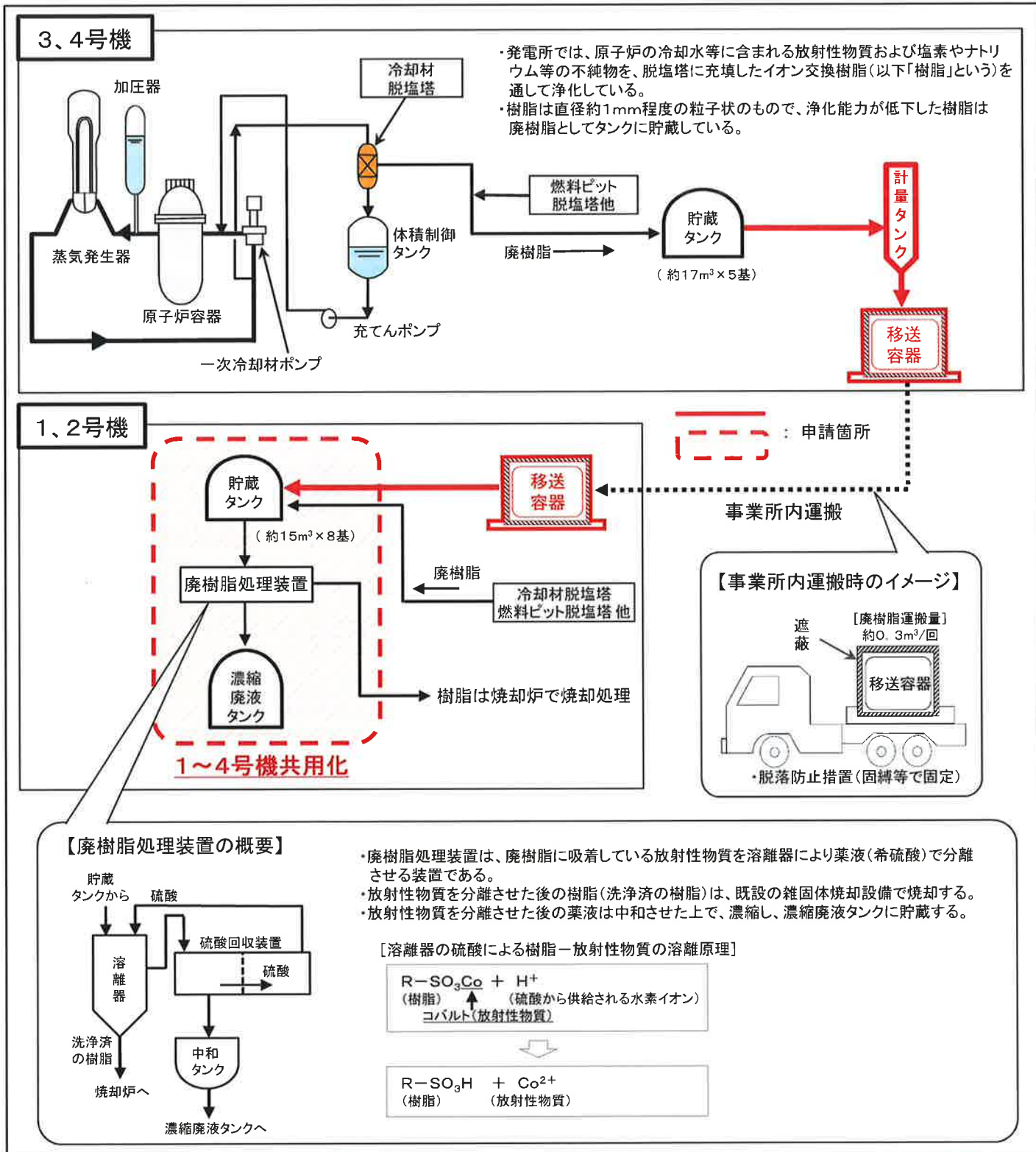
添付資料

(申請の概要)

- ・1、2号機の廃樹脂処理装置等を1、2号機共用から1～4号機共用に変更する。
- ・3、4号機から1、2号機へ廃樹脂を移送する設備(計量タンク・移送容器)を設置する。

(申請の理由)

- ・3、4号機は廃樹脂処理装置を有していないことから、1、2号機の装置を共用化して処理するため。



高浜発電所の原子炉設置変更許可申請の概要 (高浜発電所敷地面積等の変更)

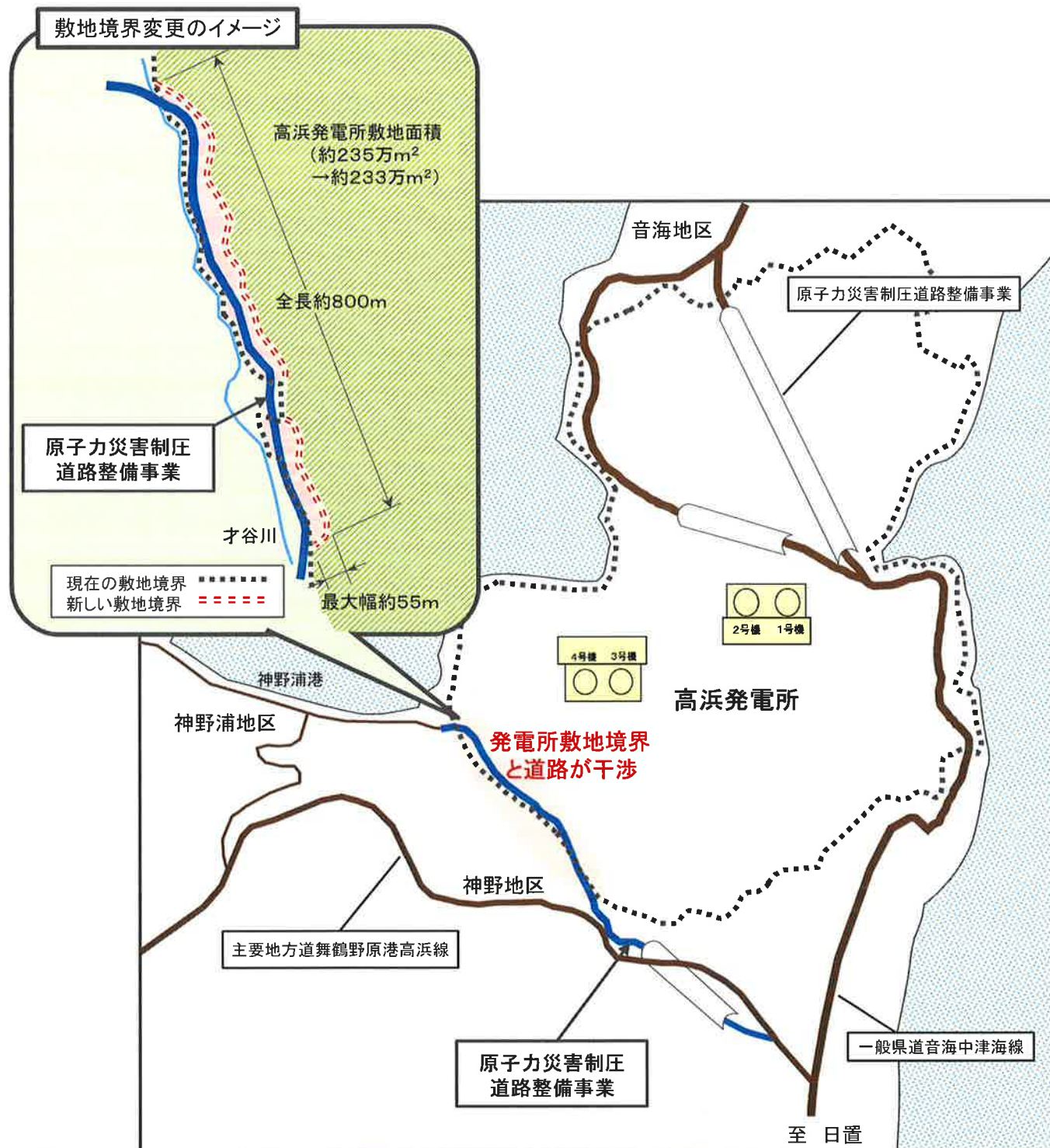
添付資料

(申請の概要)

- ・原子力災害制圧道路整備事業に伴い、道路形状に合わせ、敷地の境界を変更(周辺監視区域のフェンス移設)する。
- ・敷地境界線の変更に伴い、敷地面積を変更する。(約235万 m^2 →約233万 m^2)

(申請の理由)

- ・原子力災害制圧道路が発電所敷地の一部を通過するため。



高浜発電所の原子炉設置変更許可申請の概要 (1～4号機の地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能評価)

(申請の概要)

原子炉等規制法の規則が改正され、地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能について、運転中の原子炉内の水圧や水流による応力と基準地震動による応力に加えて、燃料ペレットの熱膨張等による応力を加えた評価を行うことが求められたため、設計方針に追加し評価を行った。

なお、設備の設計変更や改造工事等はない。

※規則の改正は2019年10月1日から適用され、それまでに許認可を受ける必要がある。

